

品川区立浅間台小学校PTA
運 営 規 定

平成17年4月1日改定

<運営委員選出規定>

一 会長選出規定

- 1 前年度会長と中央役員会が選出する。

二 運営委員選出規定

- 1 各学年より、学年代表を3名選出する。各学年の学年代表は1名ずつ、中央役員・文化部・子ども活動部を担当する。
- 2 全校より、地区委員2名を選出する。
- 3 委員の選出にあたっては、前年度の学年代表が中心となっていく。
- 4 委員が決定したら書記に連絡する。

三 部長・副部長選出規定

- 1 各学年の各部委員決定後、部会を構成し、部長・副部長を選出する。
- 2 部長・副部長に欠員が生じた時は、必要に応じて補充する。
- 3 部長・副部長が決定したら書記に連絡する。

四 欠員補充に関する規定

- 1 補欠委員・部長・副部長の任期は前任者の残任期間とする。

五 顧問推薦に関する規定

次に該当する者を顧問として会長が委嘱することができる。

- (イ) 前会長は任期1年として再任を妨げない。
- (ロ) 学校教育、PTA活動に特別功績があり、運営委員会が推挙する者。
但し、任期は1年とし、再任は2年までとすること。
- (ハ) (イ)(ロ)により顧問として推薦予定の候補者については、3月中に内諾を得た上、PTA総会により承諾を得るものとする。

<会計規定>

- 1 会費 一世帯月額500円、年額6,000円とする。但し、金額は総会で決定する。
<集金は毎月銀行より引き落としとする>
- 2 予算 予算案の作成は現中央役員会、次期中央役員会及び専門部それぞれの代表により構成される予算委員会で作成・検討し、その過半数の賛成をもって決定することができる。
- 3 会計処理 帳簿はPTA会費徴収台帳・収支会計簿・支払い領収綴とする。
- 4 会計監査 10月・4月の年2回会計監査を行い、総会に報告する。

<慶弔規定>

- 1 父母会員の弔慰 保護者 5,000円 児童 5,000円と花輪
- 2 見舞い 児童の入院療養30日以上 5,000円
- 3 教職員弔慰 本人 5,000円と花輪 配偶者 5,000円
実父母及び同居の配偶者父母 5,000円
子女 5,000円
- 4 婚姻 5,000円
- 5 災害(家屋) 全焼 5,000円 半焼 5,000円
- 6 転、退職

	下限額	勤務1年毎加算額	上限額
校長	5,000円	1,500円	20,000円
副校長	4,000円	1,000円	15,000円
教職員	3,000円	500円	10,000円

*上記の金額相当の記念品を贈る

- 7 但し、上記金額規定によりがたい特別の場合は、中央役員会の判断により決定し、運営委員会に報告する。